

本学学生及び教職員の皆様へ

県立大学危機管理対策本部事務局

新型コロナウイルス感染症の陽性とされた場合の自宅待機期間の取扱いについて

標記について管轄保健所等から、「新型コロナウイルス感染症の陽性者」と判定された者の自宅待機期間について、国の通知等とは別に、本学危機管理対策本部において検討した結果、次の取扱いとしていることお知らせします。

有症状者 → 10日間の自宅待機

無症状者 → 7日間の自宅待機

【国の通知等と別にする理由】

- ① 国立感染症研究所が公表しているオミクロン種の発症例の根拠等を理由に、オミクロンのウイルス排出期間は、無症状者で8日間となること等を理由とするもの。
- ② 国では、自宅待機期間を短縮したが、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することを明記しているもの。
- ③ 本学は、医療・福祉関係等の実習を必要とする学部を有しており、仮に学内において、実習を必要とする学部以外も含め、クラスターが頻発した場合、実習先から実習受入れを断られる状況が想定されること。
- ④ 現在では、全国的なオミクロン株の流行等から感染予防対策をしたうえでの感染はやむを得ないものと判断されるが、前述を踏まえた本学の基本的な新型コロナウイルス感染症の拡大防止策の一つとして、「可能な限り学内関係者間の感染拡大リスクを低減すること。」としていること。

以上のことから、本学の大学運営に当たっては、国の取扱いよりもワンランク上となる、医学的見地に基づいた「感染リスク対策」が求められていることを理由とするもの。

【参考 国の取扱い(令和4年9月15日～)】

有症状者 → 7日間の自宅待機

(ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することを明記している。)

無症状者 → 5日間の自宅待機